

中小企業退職金共済制度の導入 活用と退職金制度の導入



63

の一部を国が補助する。
●掛金は、法人の場合
は損金、個人企業の場合
は必要経費として全額が
非課税扱いとなる。
●掛金は納付し始めて
3年7カ月以上を経過す
ると掛金納付額を上回る
退職金が支給される。

従業員の退職金が何年勤
務すればいくらになるの
かが把握できる。
●退職後は簡単な手続
で中退共から従業員に直
接退職金が振り込まれる
ので確実かつ安心。
といった多くのメリッ
トがあります。

なお注意点
も幾つかあり、
例えば、
●掛金の納
付期間が1年
未満の場合は
退職金が支給
されず、掛金
は掛け捨てとな
る。また掛け
きの納付期間1
年以上2年未
満で退職した
場合は、掛け
金を下回る支給額
となる。

今後、少子高齢化や人
手不足が一層深刻化する
なか、優秀な従業員を探
用し、かつ定着させるた
めに中退共制度を活用し

て退職金制度を導入して
みてはいかがでしょうか。
※その他詳細は、中退
共HPをご覧ください。
<http://www.chutaikyo.taisyokukin.go.jp>



ある公的機関が発表した「中小企業の賃金・退職金事情(平成30年版)」によると、従業員300人以下の中小企業(1060社)のうち、退職金制度「あり」と回答したのは71・3%でした。つまり30%近くの中小企業では退職金制度がないのが現状です。退職金は法律で支給が義務づけられるものではありませんが、優秀な人材を確保し定着を図るために、退職金制度も重要な要素となります。

そこで選択肢として考えられるのが中小企業退職金共済制度(以下、「中退共制度」という)の活用です。

中退共制度は、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度で、現在約37万社、350万人以上の従業員が加入しています。

これだけ多くの中小企業で利用されているのは理由があります。例えば、
●初めて中退共制度に加入する場合には1年間、掛け金の半分(最大5000円)を国が補助し、掛け金を増額する場合も掛け金はかかる。

●掛金は口座振替なので手間がかららず、外部積立なので面倒な事務処理がなく管理が簡単なため事務費の負担が軽減できる。
●退職金額表があらかじめ設計されているため、会社が受け取ること

イラスト・伊藤香澄
(船岡社会保険労務士事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員、社会保険労務士)